

50歳から99歳の方まで補償するケガの保険。

シニアの救急箱

傷害総合保険[部位・症状別保険金支払特約セット]

医師の診査や**健康状態告知**は**不要**です。



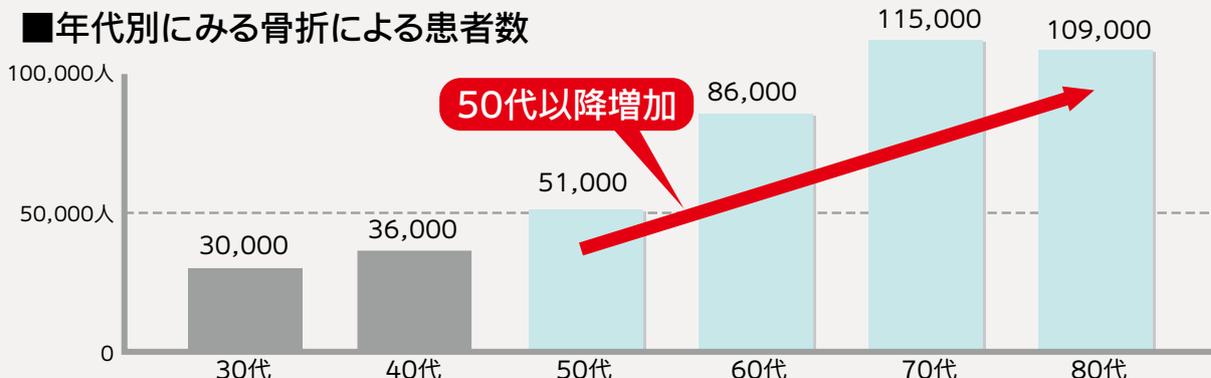
NEW
ゴルフ好きな方に
うれしいホールインワン
費用の補償ができた！

**元気だからこそ、
「もしも」の備えを！**

 **Web約款** ~地球に優しい選択~
紙資源節減のため「Web約款」をおすすめします。

シニア世代にとって、ケガは身近な存在です。

Data 1 こんなに多い。シニア世代の骨折！



60歳以上の人口割合は約32%。しかし、骨折による患者割合は60歳以上が**63% (約2倍)**

出典：総務省「平成23年10月1日現在推計人口」、厚生労働省「平成23年患者調査」より

年齢とともに骨が弱り折れやすくなります！ 自分だけは大丈夫と思っていないですか？

Data 2 シニア世代の骨折はお金がかかる！

60代の男性がウォーキング中歩道を踏み外して転び、右足首関節を骨折した例(入院日数15日)

○治療費用

・総額(診療報酬点数 73,766点)	737,660円
・自己負担額(30%)	221,300円
⇒ 高額療養費制度(注1)の適用後	148,665円
○食事負担額(260円×42食)	10,920円
○差額ベッド代(注2)	150,000円 (当社調べ)

上記入院療養に対する自己負担額は

309,585円

→このケースのお支払い例はP6へ

(注1)医療機関や薬局の窓口で支払った額が、暦月(月の初めから終わりまで)で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。また、一定額は、年齢や所得によって異なりますが、上記事例では年齢が70歳未満、所得区分が一般の方で、それぞれ別々の月で計2回入院したケースとして一定額を計算しています。高額療養費制度の詳細は厚生労働省ウェブサイトにてご確認ください。

<計算式> 1回目の入院(11日間): 80,100円 + (11日分の治療費用517,460円 - 267,000円) × 1% = 82,605円(円未満四捨五入)
2回目の入院(4日間): 4日分の治療費用220,200円 × 30% = 66,060円 合計: 82,605円 + 66,060円 = 148,665円

(注2)個室や2人部屋など一定条件を満たす室料を利用した場合に生じる、公的医療保険で支払われる室料との差額のことをいい、全額自己負担となります。また、全国の病院における総病床のうち差額ベッドが発生する病床は約2割にも達します。

ケガにも“しっかり”とした備えが必要です。 入院1日いくら傷害保険で大丈夫ですか？

「シニアの救急箱」の特長

シニア世代にピッタリの『ケガの補償』と『サービス』をご提供します。

1 **満50歳から満99歳の方まで、しっかり補償します!**
健康状態の告知や医師の診査も不要で、ご加入もカンタンです。

2 **ケガで1日でも医師による治療を受けられた場合、基本保険金をお支払い!**
ちょっとしたケガから補償します。

3 **ケガの「部位」と「症状」に応じて、一時金をお支払い!**
合計5日以上医師による治療を受けられた場合、“すみやかに”保険金をお支払いします。(治療終了まで待つ必要がありません。)

4 **下半身の「骨折」や「脱臼」は、さらに手厚く!**
日常生活に与える影響の大きい下半身の「骨折」「脱臼」に対し一時金をお支払いします。

5 **長期入院や重度後遺障害による要介護状態も一時金でサポート!**
ケガによる入院が長引いた場合(60日以上)や重度後遺障害により要介護状態となった場合も手厚く補償します。

6 **シニア世代に多い熱中症に加え食中毒もカバー、さらにオプションで地震等の天災もカバー!**
熱中症や食中毒も補償します。また、オプションで地震等の天災によるケガも補償します。(ただし熱中症や食中毒の場合、「死亡保険金」および「骨折時生活支援一時金」は補償の対象となりません。)

7 **健康な暮らしを応援するサービスをご提供!**
電話相談「けんこう・くらぶ」や「人間ドクタータルサービス」で健康な暮らしをサポートします。

8 **NEW!! ゴルファーライフを応援するホールインワン・アルバトロス費用を補償するオプションができました!**

ホールインワン・アルバトロス費用特約をセットされた場合、達成により、慣習としてかかる記念品や祝賀会などの費用の実費を保険金額を限度にお支払いします。



商品概要

充実した
補償だね!!



充実した補償内容で、あなたを“しっかり”サポートします。

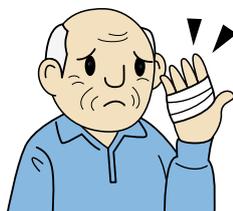
基本補償※1

治療1日でも

基本保険金

5,000円、7,000円、10,000円のいずれか

ケガにより医師の治療を受けられた場合、基本保険金をお支払いします。



治療5日以上

部位・症状別保険金

部位と症状に応じ1万円～96万円の一時金

ケガにより合計5日以上、医師の治療を受けられた場合、部位と症状*に応じた一時金をお支払いします。

*部位・症状別保険金の支払方法についてはP6・P7を参照ください。



熱中症・細菌性食中毒・ ウイルス性食中毒も補償※2

入院60日以上

長期入院一時金

10万円、15万円、20万円のいずれか

ケガにより60日以上入院された場合、一時金をお支払いします。



重度後遺障害時介護一時金

300万円

ケガにより重度の後遺障害が生じ、所定の要介護状態となり、その状態が医師の診断日から180日を超えて継続した場合、一時金をお支払いします。



骨折時生活支援一時金

5万円、7万円、10万円のいずれか

ケガにより下半身*を骨折または脱臼された場合、一時金をお支払いします。

*下肢および骨盤をいいます。ただし、足指を除きます。



死亡保険金

300万円、400万円、500万円、1000万円のいずれか

ケガにより死亡された場合、保険金をお支払いします。



※1 P8のプランのいずれかでご加入いただけます。

※2 「死亡保険金」および「骨折時生活支援一時金」は保険金のお支払い対象外となります。

オプション

1. **NEW!!** ホールインワン・アルバトロス費用特約

日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成された場合に慣習として負担された贈答用記念品購入費用、祝賀会費用等を補償します。(アマチュアゴルファー限定)



2. 天災危険補償特約

基本補償および傷害医療費用保険金*の支払対象外である「地震・噴火または津波によるケガ」を保険金のお支払い対象とします。

*オプションで5.傷害医療費用保険金支払特約がセットされている場合に限りです。



3. 個人賠償責任特約

他人にケガをさせたり他人のものに損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

安心の示談代行サービス付き



4. 携行品特約

外出中の事故により持ち物に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。



5. 傷害医療費用保険金支払特約

ケガにより医師の治療を受けられた場合に公的医療保険制度の一部負担金などの費用をお支払いします。



6. ホームヘルパー費用特約

家事従事者である被保険者(保険の対象となる方)が、ケガで入院され、家事ができなくなった場合に、ホームヘルパーの雇い入れなどの費用をお支払いします。



7. 被害事故補償特約

犯罪やひき逃げによるケガにより治療費などの損害が発生した場合に実際の損害額をお支払いします。

逸失利益
慰謝料
治療費



付帯サービス

充実したサービスをご提供します。

けんこう・くらぶ

電話で相談



- 1.健康・医療・介護・育児電話相談サービス
- 2.メンタルヘルス電話相談サービス
- 3.福祉・介護事業者案内サービス
- 4.ベビーシッター派遣業者案内サービス
- 5.病院・老人福祉施設案内サービス
- 6.人間ドック施設案内サービス

※一部の地域ではご利用いただけないサービスもございます。

人間ドックトータルサービス

簡単予約



お電話一本で人間ドック施設の予約ができます。

全国800ヶ所以上の人間ドック施設のご紹介から予約代行まで、トータルにサポートします。通常料金より割安な価格でご提供します。

※一部割引のない医療施設もございます。

※ご利用の際は、ご契約後に別途ご案内する「サービス案内チラシ」等に記載の電話番号にご連絡ください。

※けんこう・くらぶのサービスは業務提携先であるALSOKあんしんケアサポート(株)が、人間ドックトータルサービスは業務提携先である(株)ウェルネス医療情報センターが提供します。

※上記のサービスは、弊社が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。また、サービス内容・品質について弊社が保証するものではありません。サービスのご利用はお客さまのご判断のもとに行ってください。万一、サービス提供を受けた結果、損害が発生しても弊社は責任を負いかねます。

※ご利用者の状況やご相談内容により、サービスを停止・制限させていただく場合があります。

※上記のサービスは、予告なく変更または中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。

部位・症状別保険金のご説明

お支払いする部位・症状別保険金は、ご加入いただいたプランの部位・症状別保険金額に下表の倍率を乗じた金額となります。

部位・症状別保険金支払倍率表

症 状	部 位											
	1	2			3	4	5		6		7	
	頭部	顔面部			頸部	(1) 腹部・胸部	(2) 背部・腰部・臀部	上肢		下肢		全身
	(1) 右記以外	(2) 眼	(3) 歯牙				(1) 右記以外	(2) 手指	(1) 右記以外	(2) 足指		
① (ア)打撲等 (イ)筋等の損傷または断裂 (完全に切断されないもの)	1倍	1倍	-	-	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍	3倍
② (ア)挫創 (イ)挫滅創 (ウ)切創	3倍	3倍	-	-	2倍	3倍	3倍	2倍	2倍	2倍	2倍	7倍
③ 神経(脊髄を含む)の損傷 または断裂	24倍	8倍	12倍	-	18倍	-	18倍	8倍	6倍	8倍	6倍	18倍
④ 筋等の断裂 (完全に切断されるもの)	-	-	-	-	-	-	-	7倍	7倍	8倍	6倍	7倍
⑤ 骨折または脱臼	12倍	6倍	-	-	17倍	6倍	12倍	7倍	3倍	13倍	4倍	18倍
⑥ 欠損または切断	-	4倍	-	1倍	-	-	-	20倍	6倍	20倍	6倍	20倍
⑦ (ア)臓器の損傷または破裂 (イ)眼球の損傷または破裂	-	-	10倍	-	-	15倍	-	-	-	-	-	-
⑧ (ア)頭蓋内の内出血または血腫 (脳挫傷を含む。) (イ)眼球の内出血または血腫	24倍	-	6倍	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑨ 熱 傷	1倍	2倍	-	-	1倍	2倍	2倍	1倍	1倍	1倍	1倍	7倍
⑩ その他(ケガを被ったその部位において、 該当する①～⑨の症状の倍率が記載されて いない場合をいいます。)	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	2倍	5倍

(注1) 上表の症状①(ア)における「打撲等」とは、打撲、擦過傷(すり傷)、挫傷(打ち身)または捻挫をいいます。

(注2) 上表の症状①(イ)および④における「筋等」とは、筋、腱または靭帯をいいます。

(注3) 上表の部位⑦「全身」とは、同一の症状につき以下の①から⑥までの部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。

①頭部 ②顔面部(眼、歯牙を除く。) ③頸部 ④腹部・胸部または背部・腰部・臀部 ⑤上肢 ⑥下肢

(注4) 以下の1.から3.の症状の支払倍率は、部位にかかわらず2倍とします。

1. 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は保険金のお支払い対象となりません。)

2. 日射または熱射による身体の障害

3. 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒

保険金のお支払い例 P2のケースの方 (60代の方)

ウォーキング中に転倒!

右足首関節を骨折し、15日間入院した場合。

プラン(A6)

■基本保険金額	5,000円
■部位・症状別保険金額	20,000円
■骨折時生活支援一時金保険金額	50,000円

基本保険金 5,000円 + 部位・症状別保険金 20,000円 × 支払倍率 13 = 260,000円 + 骨折時生活支援一時金 50,000円 = 治療開始後すみやかに支払い! 支払保険金 315,000円

※保険金額は年齢・プランにより異なります。詳しくはP8をご参照ください。

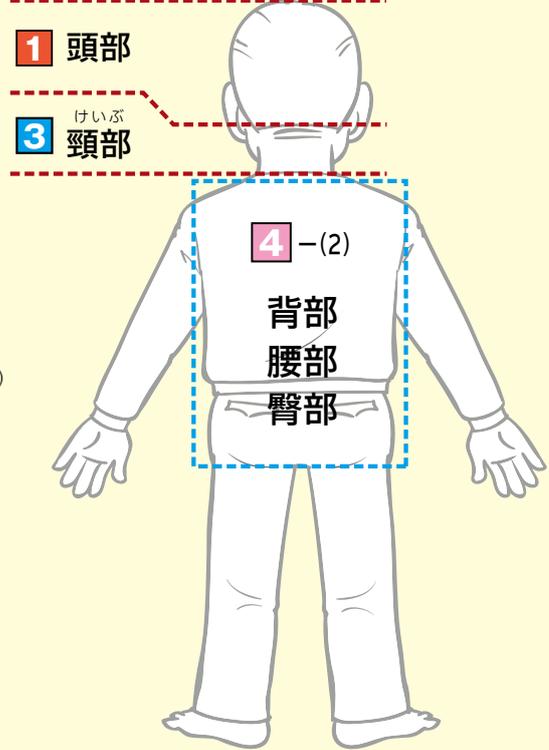
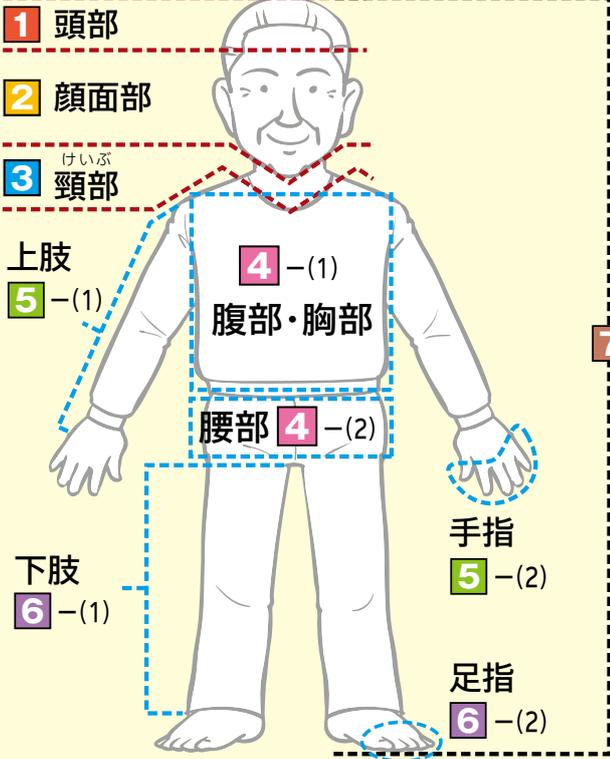
なるほど!
「部位」「症状」は
このように分かれて
いるんだ!!



大きな
ケガになるほど
補償が
手厚いんだわ!!



部位について



※この説明図はあくまでも参考であり、保険金支払いにあたっての部位の特定は弊社の基準によります。

症状について(一例)

① (ア)打撲等とは

打撲・擦過傷(すり傷)・挫傷(打ち身)または捻挫のことをいいます。

例 階段で足を踏み外し、足首を捻挫した。



① (イ)筋等の損傷または断裂(完全に切断されないもの)とは

筋肉や腱・靭帯が損傷または部分断裂することをいいます。

例 テニスをしているときに太ももの肉離れ(部分断裂)を起こした。



④ 筋等の断裂(完全に切断されるもの)

筋肉や腱・靭帯が完全断裂することをいいます。

例 ソフトバレーボール中に、アキレス腱を断裂した。



② (ア)挫創(イ)挫滅創(ウ)切創とは

(ア)挫創(イ)挫滅創
打撲や圧迫などにより皮膚が切れることをいいます。

(ウ)切創
刃物等で皮膚が切れることをいいます。

例 柱に額をぶつけ、額が切れた。
〔(ア)挫創〕



⑧ (ア)頭蓋内の内出血または血腫(脳挫傷を含む)とは

頭蓋内の血管が切れて、出血することまたは血がたまることをいいます。

例 風呂場で転倒し、頭を強く打ち、外傷性くも膜下出血を起こした。



※これらの症状に該当した場合であっても、「急激かつ偶然な外来の事故」によらない場合は、保険金のお支払い対象となりません。

保険料表

天災危険補償

契約年齢 50歳～69歳用

基本補償

(保険期間1年)

		A4	A5	A6	
天災危険補償特約セット 保険金額	死亡	1,000万円	500万円	300万円	
	部位・ 症状別	部位・症状別	40,000円	30,000円	20,000円
		基本	10,000円	7,000円	5,000円
	長期入院一時金		20万円	15万円	10万円
	骨折時生活支援一時金		10万円	7万円	5万円
	重度後遺障害時介護一時金		300万円	300万円	300万円
保険料	一時払	46,340円	32,340円	21,590円	
	12分割払	4,250円	2,980円	1,970円	

契約年齢 70歳～79歳用

基本補償

(保険期間1年)

		A4	A5	A6	
天災危険補償特約セット 保険金額	死亡	1,000万円	500万円	300万円	
	部位・ 症状別	部位・症状別	40,000円	30,000円	20,000円
		基本	10,000円	7,000円	5,000円
	長期入院一時金		20万円	15万円	10万円
	骨折時生活支援一時金		10万円	7万円	5万円
	重度後遺障害時介護一時金		300万円	300万円	300万円
保険料	一時払	52,850円	36,900円	24,650円	
	12分割払	4,850円	3,380円	2,260円	

契約年齢 80歳～98歳用

基本補償

(保険期間1年)

		C4	C5	C6	
天災危険補償特約セット 保険金額	死亡	500万円	400万円	300万円	
	部位・ 症状別	部位・症状別	20,000円	15,000円	10,000円
		基本	10,000円	7,000円	5,000円
	長期入院一時金		20万円	15万円	10万円
	骨折時生活支援一時金		10万円	7万円	5万円
	重度後遺障害時介護一時金		300万円	300万円	300万円
保険料	一時払	55,800円	42,320円	29,610円	
	12分割払	5,120円	3,890円	2,710円	

オプション

主なオプションの保険料は以下の通りです。その他のオプションのお取扱いにつきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

特約名	保険金額	傷害医療費用 100万円		
契約年齢区分		50歳～69歳	70歳～79歳	80歳～98歳
追加保険料	一時払	+4,550円	+5,120円	+14,860円
	12分割払	+420円	+470円	+1,360円
特約名	保険金額	ホールインワン・アルバトロス費用 30万円	個人賠償責任 1億円	携行品 10万円(自己負担 3,000円)
契約年齢区分		契約年齢区分に関係なく同じ		
追加保険料	一時払	+4,920円	+1,100円	+1,270円
	12分割払	+450円	+100円	+120円

補償内容

「シニアの救急箱」について

この保険は、基本補償として下記の特約を必ずセットしてご契約いただきます。

- 部位・症状別保険金支払特約
- 長期入院一時金支払特約
- 骨折時生活支援一時金支払特約
- 重度後遺障害時介護一時金支払特約
- 細菌性・ウイルス性食中毒補償特約(部位・症状払型契約用)
- 熱中症危険補償特約(部位・症状払型契約用)

また、オプションをセットいただくことにより、補償内容を拡張いただけます。なお、基本補償およびオプションの内容(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合)につきましては、下表をご参照ください。



基本補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
基本保険金	国内・海外を問わず、ケガ(※1)により医師の治療を受けられた場合(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院または通院に限ります。)に、基本保険金額の全額をお支払いします。	1. 次のいずれかに該当する事由によって生じたケガ (1)故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 (2)無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に被ったケガ (3)脳疾患、病気または心神喪失 (4)地震、噴火、津波 *天災危険補償特約をセットする場合は除きます。 (5)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動
部位・症状別保険金	国内・海外を問わず、ケガ(※1)により医師の治療を受けられ、治療日数(事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院または通院に限ります。)の合計が5日以上の場合に、基本保険金に加え、部位・症状別保険金額にケガをされた部位および症状に対する支払倍率(1倍~24倍)を乗じた額をお支払いします。(P6部位・症状別保険金支払倍率表を参照)	2. むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
長期入院一時金	国内・海外を問わず、ケガ(※1)により60日以上入院された場合に長期入院一時金保険金額の全額をお支払いします。	3. スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自家用航空機の操縦、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツ中のケガ
骨折時生活支援一時金	国内・海外を問わず、ケガにより下半身(かたし)および骨盤をいいます。ただし、足指を除きます。)を骨折または脱臼された場合に骨折時生活支援一時金保険金額の全額をお支払いします。	4. 自動車等の乗用具による競技・試運転等を行っている間のケガ
重度後遺障害時介護一時金	国内・海外を問わず、ケガ(※1)により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度の後遺障害(*)が生じ、医師の診断により所定の介護が必要と認められる状態になられた場合で、かつ、その状態が医師の診断した日からその日を含めて180日を超えて継続した場合に重度後遺障害時介護一時金保険金額の全額をお支払いします。 *重度の後遺障害とは、「両眼の失明」、「両腕(ひじ関節以上)の切断」や「両脚(ひざ関節以上)の切断」等、その認定割合が、所定の割合に達する後遺障害をいいます。	5. 自動車競争選手、オートバイ競争選手、競輪選手、プロボクサー(レスラー)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間のケガ
死亡保険金	国内・海外を問わず、ケガにより事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡保険金額の全額をお支払いします。	など

※1 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害医療費用保険金支払特約	国内・海外を問わず、ケガ(※1)により医師の治療を受けられた場合に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の公的医療保険制度等を利用された期間に実際に負担された費用(*)を、1事故につき傷害医療費用保険金額を上限にお支払いします。 * 公的医療保険制度の一部負担金、入院または転院に係わる交通費など。また、公的医療保険制度等から別途還付される「高額療養費」「附加給付」、第三者からの賠償金等がある場合は、その額を差し引きします。 注 公的医療保険では、高額療養費制度により、所得に応じた自己負担の上限が設けられています。	基本補償に同じ。
個人賠償責任特約	国内・海外を問わず、被保険者(保険の対象となる方)が、住宅の所有・使用・管理に起因する偶発的な事故や日常生活に起因する偶発的な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負われた場合に、保険金をお支払いします。 注1 損害の発生および拡大の防止に必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 注2 この特約には「賠償事故解決特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)は原則として弊社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。 注3 この特約における被保険者の範囲はP11でご確認ください。	1. 故意、地震、噴火、津波による損害賠償 2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動による損害賠償 3. 職務遂行に直接起因する損害賠償(仕事上の損害賠償) 4. 自動車などの所有・使用・管理による損害賠償 5. 同居の親族に対する損害賠償 など
携行品特約	国内・海外を問わず、住宅外で携行している身の回り品に偶発的な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として再調達価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額)または修繕費をお支払いします。 注1 次のものは携行品に含まれませんのでご注意ください。 ●クレジットカード、プリペイドカード、義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに準ずるもの ●自動車、オートバイ、船舶(ヨット、モーターボート、ボートを含みます。)、自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●動物、植物 など 注2 貴金属などは、時価額となります。 注3 1回の事故につき、保険証券記載の免責金額(自己負担額)はご自身で負担いただきます。 注4 お支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、保険証券記載の携行品保険金額が限度となります。	1. 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 (1) 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 (2) 地震、噴火、津波 (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 2. 差し押さえ、没収などの公権力の行使 3. 欠陥、自然消耗、虫食い 4. 置き忘れ、紛失 5. 擦傷・塗料の剥落など外観のみの機能に支障をきたさない損傷 など
ホームヘルパー費用特約	国内・海外を問わず、家事従事者である被保険者がケガ(※1)で入院され家事に従事することができないために、ホームヘルパーを雇い入れた場合、または被保険者の子を託児所・保育園等に入所させた場合に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院期間中に被保険者が負担した費用等から自己負担額(1事故につき5,000円)を差し引いた額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、支払限度基礎日額に「雇入費用等を負担した総日数」を乗じた額が限度となります。	1. 事故発生時点において、被保険者が家事従事者でなかった場合 2. 基本保険金をお支払いできない場合 など
被害事故補償特約	国内・海外を問わず、被保険者が犯罪行為やひき逃げにより、ケガをされた場合、治療費や逸失利益などの被保険者が被られた損害に対して保険金をお支払いします。ただし、加害者などから支払いを受けた賠償金や公的医療保険制度などによる給付がある場合はそれらを差し引いてお支払いします。なお、被害事故補償保険金は、基本補償の各保険金とは別にお支払いします。	1. 被保険者の故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 2. 地震、噴火、津波 3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、暴動 4. 被害事故のほう助、容認、誘発 など
天災危険補償特約	基本補償の各保険金および傷害医療費用保険金(※2)のお支払い対象外である「地震・噴火または津波によるケガ」を保険金のお支払い対象とします。	
ホールインワン・アルバトロス費用特約(セルフプレイ補償特約セット)	アマチュアの資格で行うゴルフ競技中のホールインワンまたはアルバトロスの達成により慣習として支出する贈呈用記念品購入費用(貨紙幣、商品券、プリペイドカード等は対象外となります。ただし、達成記念として特に作成したプリペイドカードは対象となります。)、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用の実費を、保険金額を限度にお支払いします。なお、同種の特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれの契約のうち最も高い保険金額がお支払いの限度額となります。 注1 日本国内の9ホール以上ある有料ゴルフ場において、他の同伴競技者1名以上(ゴルフ場が主催・共催する公式競技の場合を除きます。)、パー(基準打数)35以上の9ホールを正規にラウンドした場合に限ります。 注2 保険金のお支払いには、次の全ての方が署名・捺印した弊社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(以下「証明書」といいます。))のご提出が必要となります。 ●同伴競技者 ●ゴルフ場の責任者 ●ゴルフ場所属の競技同伴キャディ(*) * 同伴キャディがない場合(セルフプレイ、フォアキャディのみの競技時)は、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した次のいずれかの方が署名・捺印した証明書、または達成を証明するビデオ映像等の客観的資料をご提出ください。 ・ゴルフ場従業員 ・全くの第三者 ・被保険者が会員となっているゴルフ場が主催・共催する公式競技の参加者または競技委員	1. 被保険者が経営するゴルフ場または勤務されるゴルフ場でのホールインワンまたはアルバトロス 2. ホールインワン・アルバトロス達成を証明する弊社所定の書類等を提出できない場合 3. ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成した場合 など

全くの第三者に該当する者の例	全くの第三者に該当しない者の例
<ul style="list-style-type: none"> ・たまたま前後の組で競技していた競技者 ・ゴルフ場に入出入りしている造園・工事業者 ・ゴルフ場の売店運営業者 ・ゴルフ場のイベント業者 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・同伴競技者 ・同一日に同一ゴルフ場において1または複数組で競技することを約束していた競技者 ・帯同者 など

※1 熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
※2 オプションで傷害医療費用保険金支払特約がセットされている場合に限ります。

【特約をセットする場合のご注意】

被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、特約の補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

◆ 特にご注意いただきたいこと ◆

1 商品の仕組み

この保険は、国内・海外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者（保険の対象となる方）がケガをされた場合などに、ケガをされた部位および症状により保険金をお支払いします。

2 被保険者

- (1) 被保険者は申込書の被保険者欄記載のご本人となります。
- (2) 加入いただけるのは、ご契約開始時の年齢が満50歳～満98歳（お申し込み時に満98歳の方でも、ご契約開始時に満99歳になられる方はご加入いただけません）の方です。
- (注) 個人賠償責任特約においては、ご本人に加え、次の①～③の方が対象となります。
 - ①ご本人の配偶者
 - ②ご本人またはその配偶者の同居の親族
 - ③ご本人またはその配偶者の別居の未婚※の子※未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

3 保険期間

保険期間は1年です。

4 引受条件(ご契約金額等)

保険金額等の設定については、次の点にご注意ください。また、実際にご契約いただく保険金額については、申込書等にてご確認ください。

- (1) 保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。
- (2) 既に他の傷害保険契約をご契約されている場合には、保険金額を制限させていただくことがあります。
- (3) ご契約者と被保険者が異なり、被保険者の同意を得ていない場合は、死亡に関する保険金額は、被保険者ごとに他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。ただし、弊社が事前に認めた団体契約の場合を除きます。

5 保険料

保険料は保険金額・年齢等により決定されます。

6 保険料の払込方法

保険料の払込方法および払込手段は、下表からお選びください。

払込手段	払込方法	一時払 (一括払)	分割払 ※1	
			初回保険料	2回目以降
口座振替方式		○ ※2	○ ※2	○
直接集金方式		○	○	×
クレジットカード払方式 ※3		○	○	× ※4
団体扱・集団扱 ※5		○	○	○

※1 分割払の場合は、所定の保険料の割増が適用されます。

※2 「初回保険料口座振替特約」がセットされた契約に限りです。

※3 クレジットカード払方式については、特定の代理店・営業社員のみでのお取扱いとなりますので、ご注意ください。

※4 クレジットカード払方式を選択いただいた場合、2回目以降の保険料は、口座振替方式によります。

※5 お勤め先や所属されている集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、給与天引き等による集金が可能です（団体扱契約・集団扱契約）。この場合、一括払では保険料の割引（5%）があり、分割払では、上記※1の保険料の割増は適用されません。

7 満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

8 保険契約の失効

保険契約締結後、被保険者が死亡された場合には保険契約は効力を失います。

※死亡保険金をお支払いするケガ以外の事由により死亡された場合には、弊社の定める方法により計算した返れい金をお支払いします。

9 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、残っている保険期間に対して弊社の定めるところにより保険料を返還または未払込保険料をご請求させていただくことがあります。

10 保険金の代理請求制度

被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人（成年後見人等）がいらっしゃらない場合に、次の①～③の方より保険金を請求いただくことができます。

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者
- ②被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - （①の配偶者がいらっしゃらない場合または①の配偶者に保険金を請求できない事情がある場合）
- ③①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
 - （①、②の方がいずれもいらっしゃらない場合または①、②のいずれにも保険金を請求できない事情がある場合）

Web約款 ～地球に優しい選択～

Web約款の場合、インターネットを利用して弊社のウェブサイトからいつでも約款(ご契約のしおり)をご覧いただけます。ご契約時にWeb約款をご選択いただきますと、紙の消費節減により環境保護に貢献できます。さらに、Web約款をご選択いただいた件数に応じ、一定額を弊社より環境保護団体へ寄付させていただきます。

ご契約

Web約款
ご選択

紙の消費節減
による環境保護

環境保護団体
への寄付

社会貢献

※Web約款をご選択いただいた場合、冊子での「ご契約のしおり」の送付は省略させていただきます。
弊社ウェブサイトよりWeb約款をご覧ください。

<http://www.fujikasai.co.jp/>

電話番号はおかけ間違えのないように

商品・契約内容に
関するお問い合わせは…

富士火災

お客さまセンター

0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日:午前9:00～午後6:00※
●土日祝:午前9:00～午後5:00※
※年末年始を除きます。

事故の受付・ご相談は…

富士火災

セイフティ24
コンタクトセンター

0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

24時間・365日
受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災

お客さまの声室

0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日:午前9:00～午後7:00※
※年末年始を除きます。

弊社との間で
問題を解決できない場合は…

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター

0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241

●平日:午前9:15～午後5:00※
※12月30日～1月4日を除きます。
電話料金はお客さま負担となります。

- 保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」などの特約をセットされた場合を除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。
- ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。
- 事故が発生したときは、30日以内に取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。
- ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。
- このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。
- 弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っています。
- 複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご用意していますので、必ずお読みください。
ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL.03-5400-6000(大代表)
<http://www.fujikasai.co.jp/>

お問い合わせは

